

就労継続支援A型事業所 管理者 様

福岡市福祉局障がい福祉課長

就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出について（依頼）

日頃より、福岡市の障がい福祉行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、令和6年度の基本報酬の算定に必要となりますので、年度初めの大変お忙しいところお手数をおかけいたしますが、**令和6年4月15日(月)までに、下記のとおり必ず届出を行っていただきますようお願いいたします**（全事業所が対象です。）。

本届出を行わない場合、訓練等給付費（令和6年4月以降のサービス提供分）の請求が返戻されますのでご注意ください。

記

1 提出書類

①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

※ 変更届出書（様式第7号）の提出は不要です。

②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

③就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

④就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）

※ スコア表は障がい福祉サービス等情報検索ウェブサイトへの公表が必要です。

※ 当該スコアの合計点の算出根拠となる資料等の提出は不要ですが、届出内容により必要に応じてこちらから資料等の提出を求める場合がありますのでご注意ください。

※ 令和6年報酬改定に伴い、評価項目が一部見直されていますのでご注意ください。

書類の作成に当たっては、

- ・【報酬告示】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- ・【留意事項通知】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実質上の留意事項について（平成18年障発第1031001号）
- ・【スコア表告示】 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和6年3月15日年厚労省告示第88号）
- ・【スコア表留意事項】 厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和6年3月29日障発0329第41号）

の就労継続支援A型に係る箇所を必ず熟読ください。

## 2 提出について

提出方法：メールによる提出（難しい場合は郵送）

※「令和6年度4月分の加算の届出について（依頼）」と併せてご提出ください。

提出先（問合せ先）：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市福祉局障がい者部障がい福祉課指定指導第1係

TEL：092-711-4249 FAX:092-711-4818